

第48回 平成30年度

# 建築物環境衛生 管理技術者試験

試験日 平成30年10月7日(日)

受験願書等の配布  
及び受付期間

平成30年5月7日~6月15日

## 受験資格

ビルの環境衛生管理業務について  
2年以上の実務経験者  
(詳細は下記にお問い合わせください)

## 試験地

札幌市・仙台市・東京都  
名古屋市・大阪市・福岡市



公益財団法人  
JAHMEC

厚生労働大臣指定試験機関

日本建築衛生管理教育センター

業務部国家試験課

〒100-0004 東京都千代田区大手町1-6-1 大手町ビル7階743区

電話 03-3214-4620 ホームページアドレス <http://www.jahmec.or.jp>

## 第48回建築物環境衛生管理技術者試験事務の実施の方法に関する計画

1 試験期日 平成30年10月7日(日)

2 試験地 札幌市、仙台市、東京都、名古屋市、大阪市及び福岡市

3 試験科目

- (1) 建築物衛生行政概論
- (2) 建築物の構造概論
- (3) 建築物の環境衛生
- (4) 空気環境の調整
- (5) 給水及び排水の管理
- (6) 清掃
- (7) ねずみ、昆虫等の防除

4 受験資格

この試験の受験資格は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令(昭和45年政令第304号)第1条に規定する次に掲げる用途その他これに類する用途に供される建築物の当該用途に供される部分において業として行う環境衛生上の維持管理に関する実務に2年以上従事した者とする。

- (1) 興行場、百貨店、集会場、図書館、博物館、美術館又は遊技場
- (2) 店舗又は事務所
- (3) 学校(研修所を含む。)
- (4) 旅館

5 受験の手続

試験を受けようとする者は、次の書類を提出すること。

- (1) 受験願書(建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則様式第5号)
- (2) 実務従事証明書
- (3) 写真(出願前6ヶ月以内に脱帽して正面から撮影した縦4.5cm、横3.5cmのもので、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載すること。)
- (4) 受験手数料払込の受領証(6の(1)の受験に関する書類の提出期間内の日付が確認できるもの)

6 受験に関する書類の提出期間及び提出先

- (1) 受験に関する書類は、平成30年5月7日(月)から同年6月15日(金)までの間に公益財団法人日本建築衛生管理教育センター業務部国家試験課(〒100-0004 東京都千代田区大手町1丁目6番1号 大手町ビル7階 743区 電話03-3214-4620)に、原則として郵送により提出すること。この場合、同年6月15日(金)までの消印のあるものに限って受け付ける。
- (2) 受験に関する書類は、「受験の手引」に添付されている所定の封筒を使用し、簡易書留郵便で送付すること。やむを得ず所定の封筒を使用しない場合は、封筒の表に「建築物環境衛生管理技術者受験願書在中」と注記して、簡易書留郵便で送付すること。

なお、公益財団法人日本建築衛生管理教育センターのホームページ (<http://www.jahmec.or.jp>) から、受験願書等をダウンロードして印刷したものを使用する場合は、封筒貼り付け用紙をダウンロードして印刷し、角形2号（縦 332mm、横 240mm）の封筒の表面に貼り付け、簡易書留郵便で送付すること。

- (3) やむを得ず受験に関する書類を直接公益財団法人日本建築衛生管理教育センターに持参する場合の受付時間は、(1)の期間中（土・日を除く。）午前10時から午後5時までとする。
- (4) 受験に関する書類は、受付後は返却しない。
- (5) 受験に関する書類の受付後は、受験希望地の変更は認めない。また、当該書類に記載されている氏名又は現住所に変更が生じたときは、その都度氏名及び受験番号を明らかにして、その旨を公益財団法人日本建築衛生管理教育センターに届け出ること。

## 7 受験手数料

- (1) 受験手数料（13,900円）は、公益財団法人日本建築衛生管理教育センター所定の払込用紙を用いて、郵便局又はゆうちょ銀行から通常払込みにより納付すること。この場合において、払込みに要する手数料は受験者の負担とする。

なお、公益財団法人日本建築衛生管理教育センターのホームページから、受験願書等をダウンロードして印刷したものを使用する場合は、郵便局又はゆうちょ銀行備え付けの払込用紙（青色のもの）を使用すること。

- (2) 受験手数料は、受験に関する書類の受付後は返却しない。

## 8 受験票の送付

受験票は、公益財団法人日本建築衛生管理教育センターから直接受験者に送付する。

## 9 合格者の発表

試験に合格した者の発表は、平成30年10月29日（月）に厚生労働省及び公益財団法人日本建築衛生管理教育センターにおいて、その受験番号を掲示して行うとともに公益財団法人日本建築衛生管理教育センターのホームページにその番号を掲載する。

## 10 受験願書等の入手方法

受験の手引、願書用紙、実務従事証明書用紙、払込用紙、写真用台紙兼払込確認用紙、願書提出用封筒は、原則として次の(1)又は(2)のいずれかの方法により入手すること。

- (1) 公益財団法人日本建築衛生管理教育センターのホームページから、受験願書等の用紙をダウンロードして印刷したものを使用すること。（ただし、払込用紙は郵便局又はゆうちょ銀行備え付けのものを使用し、願書提出用封筒は受験者が用意すること。）
- (2) 住所、氏名及び郵便番号を記載し、140円分の切手を貼った角形2号の返信用封筒を同封し、請求用封筒の表に「受験願書等の請求」と注記して、公益財団法人日本建築衛生管理教育センター業務部国家試験課に郵送により、受験願書等一式を請求すること。